

次のとおり、インターネットによる市有物品売却の一般競争入札を行いますので
公告します。

令和 8 年 7 月 1 7 日

京都市長 松井孝治

1 入札に付する事項及び予定価格

物 件 番 号	物 件 名	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
R0801	はがき (52 円×38 枚)	760 円	76 円

なお、現状等については、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット
ト公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）の物件一覧のとおり。

2 入札参加条件

以下のいずれにも該当しない者であること

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 京都市が定める京都市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び誓約書並びに K S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (3) 物品の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (4) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同上第 5 号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 日本語による意思疎通に支障があると認められる者
- (6) 日本国内に住所がない者
- (7) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する本市の職員

3 入札参加申込みの方法

公有財産売却は、売却システムを採用しており、参加しようとする者は、売却システム上で参加申込手続を行うこととする。

- (1) 参加申込み

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）午後 1 時から令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 2 時まで

- (2) 入札保証金

本市が定めた入札保証金を本市が指定する方法により納付すること。

入札保証金には利息を付さない。

4 入札期間及び方法、開札日時等

- (1) 入札期間

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）午後 1 時から令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 1 時まで

(2) 入札の方法

売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。

(3) 開札日時

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 1 時から開札する。

(4) 入札の無効

2 に示した参加条件に該当しない者がした入札及び市ガイドラインに違反した入札は無効とする。

5 落札者の決定

- (1) 売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での参加者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (2) 落札者のログイン I D にひも付く会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開する。

6 契約に関する事項

(1) 契約締結期限

令和 8 年 9 月 1 日（火）

(2) 契約書等

落札者は、次の書類を本市に提出すること。

ア 物品売却契約書

本市から送付する物品売却契約書に必要事項を記入・押印する。

※ 売却決定金額が 2 0 0 万円に達しない物品については省略する。

イ 落札者が個人の場合

公的機関が発行した住所証明書（住民票の写し（発行後 3 箇月以内のもの。コピー可）、印鑑登録証明書（発行後 3 箇月以内のもの、コピー可）、免許証のコピー、健康保険証のコピー、住民基本台帳カードのコピー、マイナンバーカード（表面）のコピー及びパスポートのコピーのうち、いずれかを選択）

ウ 落札者が法人の場合

法人の商業登記簿抄本（コピー可。ただし、原本と相違ないことを証することの記載必要）

※ 京都市競争入札有資格者を除く。

エ 古物商の証明書の写し（売却物品を転売目的で買い受ける場合のみ）

オ その他、京都市が電子メールにて落札通知した際に指示する必要書類

(3) 売却決定金額

落札者が入札した金額を売却決定金額とする。

(4) 契約保証金

契約保証金は入札保証金と同額とする。また、3 の入札保証金を契約保証金に充当する。

契約保証金には利息を付さない。

(5) 売払代金の納付

令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 2 時 3 0 分までに、売却決定金額から事前に納付した契約保証金を差引いた額を一括で納付すること。

納付方法は、本市が用意した「納入通知書」による納付又は、本市が指定する口座への銀行振込による納付とする。

7 権利移転及び引渡し

売払代金を納付した時点で権利移転する。本市は、売払代金の納付を確認後、物品の引渡しを行うこととする。

8 その他

(1) 当該公告文記載内容その他の事項は、市ガイドラインに基づくものとする。

(2) 問合せ先

京都市会計室企画担当

住 所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

電 話：0 7 5－2 2 2－3 6 8 7

メール：kaikei_b@city.kyoto.lg.jp